

官公需適格組合（中小企業庁認定）  
静岡県消防設備保守点検業協同組合

# 組合だより



第 40 号

発行：令和3年7月吉日  
住所：静岡市駿河区南町5番3号  
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092  
メールアドレス：syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp  
HPアドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて  
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は  
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり  
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる  
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行かせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	62社
常用従業員	640人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	441人
電気工事士	191人
<b>防火設備検査員</b>	<b>74人</b>
(組合事務局・常勤職員2人)	

## 第27回通常総会

## 適正点検の実施、共同受注の確保へ！ 5/19(水)



(写真上)  
開会挨拶をする  
西川理事長

(写真右など)  
感染防止対策



〔第27回通常総会の  
開会前の会場など〕

**設立27年目の通常総会** 東京や大阪等で新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令される中、国から官公需適格組合の認定を受けた県知事認可「静岡県消防設備保守点検業協同組合」は、令和3年5月19日(水)昼、静岡市内で組合員やご来賓参加のもと、第27回通常総会を開催しました。

**新型コロナ感染防止を徹底** 通常総会は、組合員が一堂に会する1年に1度の貴重な機会です。しかし、今年も総会後の情報交換会（懇親会）を開催することができませんでした。組合員の連携を重視する組合としては厳しい判断でしたが、新型コロナウイルス感染防止を徹底し、本人出席をしていただける組合員（開催時刻の変更等）と書面による出席を組み合わせた形で総会を開催することにしました。

**理事長挨拶と役員選任** 西川和宏理事長は、組合を取り巻く事業環境(全国で相次いだ消防設備を巡る死亡事故、歩掛かりからは考えられない安値落札等)に言及。公的団体である官公需適格組合の活用を提案しました。消防設備士等の技術従業員433人、防火設備検査員71人など(令和2年7月)の専門家集団を、県民の安全・安心に繋(つ)なげていきます。また、任期満了に伴う役員改選も行われ、西川理事長を含む理事及び監事が選任(任期2年)されました。

**総会開催の工夫** 組合では、総会(約1時間)に出席される組合員等に配慮し、総会の開催時刻の変更(お弁当有)、黙食の徹底や出席者の気持ちがあくまでも明るくなればと考えた昼食時の国際的ヴァイオリン奏者「楢山久美様(浜松市)によるCDコラボのヴァイオリン演奏」、俵山初雄理事長(一般財団法人しんきん経済研究所)を講師にお招きした総会後の記念講演「人を育てる 心を育てる」など、出席者に「出席して良かった！」とだけ思ってもらえるよう、全力で総会開催の準備に当りました。合わせて、いつも笑顔で組合事務局をしっかりと支えてくれている「組合事務局職員の永年勤続表彰(10年)」も行いました(下写真)。



## 令和2年度事業報告

# 新型コロナ禍の中で しっかりと共同受注を確保、配分の実施！

### 1 共同受注事業 – 静岡県や静岡市、浜松市等から共同受注 –

組合は、令和2年度も協同組合及び官公需適格組合活動に対する理解拡大に努めながら、地方自治法令や消防法令等に沿った一般競争入札等（＝共同受注の機会）に参加した結果、静岡県や静岡市、浜松市等から前年度並みの共同受注を確保することができました。

しかし、一方で一般競争入札における「歩掛かりからは考えられない極端な安値落札」や、地元業者を優先する地域産業政策と適正点検の確保（法令遵守による適正業者への発注）との調整など、協同組合及び官公需適格組合の制度を形骸化しかねない懸念すべき動きも広がってきています。

### 2 共同購入事業・あっせん事業 – 官公需適格組合活動の証（あかし） –

組合は、中小企業等協同組合法及び官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）を踏まえ、組合員へ点検済証（ラベル）を販売提供しています。組合の点検済証（ラベル）は、所轄庁による監督・指導（定期報告、適正点検を確保する体制等の確認等）に裏付けられた、法律に基づく官公需適格組合活動の証（あかし）です。

### 3 教育情報事業 – 組合が組合であるために –

組合員62社、常用従業員（組合員）651人（令和2年7月）という大所帯の団体で、組合関係者が力を合わせ活動を継続していくには、「組合内外の情報共有」が基本となります。共通目的の実現を担う点検実務者等に、組合だより（年4回）、組合HP（随時更新）、組合ブログ（毎日）、必要に応じた一斉ファクスやメール、理事長通知、事務局レポート（不定期）など様々な方法で情報提供を行いました。

### 4 共同宣伝事業 – 共同受注の機会・チャンスの実現や拡大に向けて –

組合は、一般競争入札の拡大、消防設備・防火設備の一括発注や法令遵守徹底の働き掛け等を通じ、共同受注の機会・チャンスの実現や拡大に取り組んでいます。総会には、こうした組合の活動に県民の安全・安心、地域経済の活性化等の観点からご支援をいただくご来賓の皆様（下写真）が駆けつけてくれました。



写真上段（右へ）；山田誠県議、中沢公彦県議、竹内良訓県議、相坂撰治県議

同下段（右へ）；増田静岡県経済産業部長代理、望月消防保安課長、中村静岡県中小企業団体中央会部長代理

## 令和3年度事業計画など

# 消防設備・防火設備の一括発注の拡大、 官公需施策のより一層の推進など！

令和3年度事業計画（案）は、組合事業の4本柱（共同受注事業、共同購入事業・あっせん事業、教育情報事業、共同宣伝事業）を確実に実施していく事業案です。総会では、満場一致で、他の議案とともに可決承認されました。重要なことは、令和3年度事業計画（事業案）をどのように具体化していくかです。

通常総会では、消防設備・防火設備の一括発注の拡大、官公需適格組合の活用、「有資格者点検の徹底」や「再委託禁止原則の履行」など法令遵守徹底の働き掛け等の取組が示されました。また、業法制定に向けた取組、健全な業界の確立を目指す取組も継続していくこととしています。

## 青年部会の役員選任、連携交流、業務推進へ

### — 令和3年度「第6回青年部会 通常総会」 —

第6回青年部会通常総会が、第27回通常総会の当日午前、部会員の過半数を超える11名の出席のもと、通常総会会場において開催されました（右下写真・下）。開会挨拶で、堀部成信会長（右下写真・上）は「新型コロナウイルス感染症のまん延や受注競争の激化など状況は益々厳しさを増しているが、引き続き、青年部会活動に参加と協力をお願いしたい」と挨拶。

その後、堀部成信会長が議長となって議案審議に入り、令和2年度事業報告・決算、令和3年度事業計画・予算等が原案どおり可決、承認されるとともに、会長・副会長など青年部会役員の選任（全員再選・任期2年）が行われ閉会となりました。

なお、事業報告では新型コロナ禍にあって、数度にわたる日程調整を経て実施した「組合内外の参加者による交流促進事業」が報告されました。

人流や会議開催等の自粛・抑制が強まる状況下、感染防止を徹底し開催時期や開催方法を工夫することで交流連携の事業を繋（つな）いでいます。



## ◆◆◆ 理事会と会計監査 ◆◆◆

### ◆令和3年4月／会計監査 - 令和2年度決算—

令和3年4月第3週に入った午後、監事2名（宇式監事・土谷監事）による会計監査が実施されました（右写真）。会場は、昨年と同じく組合事務所外に会議室（定員50名）を確保。新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底した上で、理事長及び総務担当副理事長、組合事務局職員が同席し約2時間、会計帳簿や関係書類等の確認が行われ、「適正に処理されている」との監査結果をいただきました。



### ◆令和3年4月／第1回理事会 - 総会開催案など—

4月13日（火）午後、組合事務所の会議スペースで令和3年度第1回理事会を開催しました（右写真）。議題は、総会開催案の決定、総会資料の最終承認、令和3年度前半スケジュール案等です。理事会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、総会開催方法に関連して話題になりました。4都県（東京・埼玉・千葉・神奈川）の緊急事態宣言は解除されたものの、4月上旬からの全国的な感染拡大に東京、大阪、京都など6都府県で「まん延防止等重点措置」が適用される中での理事会でした。



### ◆令和3年5月／第2回理事会 - 代表理事等の選任—

5月19日（水）の第27回通常総会。議事を中断し、代表理事及び専務理事を選任するための第2回理事会が開催されました。新任の飯塚史洋理事（広伸防災（株））など理事6名全員が別室に初めて勢揃いし、代表理事及び専務理事の選任を行いました。



### ◆令和3年7月／第3回理事会 - 活動報告、今後の方針など—

7月7日（水）午後、組合事務所で4～6月期の活動報告、それを踏まえた今後の取組方針等を協議。

この日は、共同受注活動が一段落した時期でもあり、令和3年度共同受注結果及び課題、千葉県官公需施策を参考にした取組等の議案のほか、令和3年4月末の常用従業員・有資格者調べ集計結果、組合広報誌「組合だより第40号」編集方針等が報告され、理事による実務的な協議が続きました（上写真）。

## 第 27 回通常総会「理事長挨拶」(要旨)

令和 3 年 5 月 19 日  
静岡県消防設備保守点検業協同組合  
理事長 西川 和宏

### ○ はじめに

本日は、組合員及び関係の皆様におかれましては、お忙しい中、当組合の令和 3 年度「第 27 回通常総会」にご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。また、日頃から、組合運営や組合活動に、ご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして重ねて御礼を申し上げます。さて、昨今の組合を取り巻く社会情勢は、非常に厳しく、常に変化しております。(略)



### ○ 共同受注の確保

まずは、共同受注の確保について、です。今年 3 月、組合役員は県議会へ活動報告を行い、そうした取組を通じて、来年度以降、県立高校グループ物件で、防火設備検査員の人数要件が、より現場実態に即したものに变更される見通しと承知しております。しかし、実現には組合自身の努力も求められております。

組合員の皆様におかれましては、防火設備検査員資格の取得に、より一層、取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。 → [本ページ下段「理事長通知」参照](#)

### ○ 官公需適格組合の活用

もう一つ、当組合は、平成 13 年 11 月に国から官公需適格組合の認定を受けていますが、官公需適格組合活用の実践例が全国にあるものと思われます。例えば、競争相手が無い場合、無理に辻褃合わせで当事者能力のない業者を入札参加させるのではなく、法令遵守の責務を負う官公需適格組合と随意契約を締結することで、地域経済の活性化や火災予防を推進させていく事例などです。令和 3 年度は、他県の実践例(官公需適格組合の活用等)を調査・研究して、静岡県内でも官公需適格組合が一定の条件の下で、随意契約の形で活用していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

### ○ まとめ

本日は、新型コロナ禍を踏まえ、少し工夫(黙食で昼弁当・音楽→総会→記念講演会)をして総会を開催しております。その点をご理解いただき、15 時までおつき合いをお願いしたいと思います。組合員及び関係の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、総会の円滑な進行につき、ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。(了)

### 【理事長通知】 防火設備検査員資格の取得について (令和 3 年 5 月 19 日付・全組合員宛て)

静岡消防組第 5 号  
令和 3 年 5 月 19 日

組 合 員 各 位

静岡県消防設備保守点検業協同組合  
理事長 西川 和宏

#### 防火設備検査員資格の取得について

標記について、平成 28 年 10 月吉日付で「資格取得督励の背景等」を通知したところですが、組合では、来年度以降、県立高校グループの物件等で、防火設備検査員資格者の配備人数を現場実態に即した人数に改善するよう取組を進めています。ついては、発注官公庁の取組を後押しし支えていくためにも、関係組合員におかれましては、来年度以降の業務実施が可能なように「防火設備検査員資格」を、出来るだけ多くの方が取得されますようお願い申し上げます。なお、組合事務局が全組合員から報告を受けた「防火設備検査員資格者」数は、令和 3 年 3 月末で「36 組合員・71 名」です。

- (添付資料)
- 1 平成 28 年 10 月 吉日付「防火設備検査員資格の取得について」
  - 2 平成 28 年 10 月 吉日付「建築基準法改正に伴う防火設備点検について」
  - 3 平成 28 年 10 月 12 日付「消防設備点検と防火設備定期検査」

# ◆◆◆ 組合役員による挨拶回り(静岡県庁等) ◆◆◆

→次頁に写真



**“県民のこえ”を県議会へ** 令和3年7月7日(水)午前10時前、組合役員による静岡県庁等への挨拶回りがスタート。総勢7名、西川理事長に杉山・堀部副理事長、吉川理事、小田巻・小川委員(共同受注委員会)・仁科専務です。

最初は静岡県議会。公務で在庁されていた竹内良訓副議長(令和3年5月20日選出)にご挨拶をし、ご不在の山田誠県議・中沢公彦県議・相坂摂治県議には議員控室職員の方に名刺を託しました。県議会は“県民のこえ”の代弁者です。現場の実態を“県民のこえ”としてお伝えできればと思います。



**危機管理,消防関係(非常時体制)に配慮** 例年、危機管理・消防関係部署には、火災予防の推進に携わる者として必ず挨拶回りをしていました。

しかし、7月3日(土)に発生した熱海市伊豆山地区の大規模土石流による災害対応で、危機管理・消防関係部署は非常時体制です。組合では、後日、改めてご挨拶申し上げることとし、この日の訪問を中止しました。



**県知事、副知事、関係部長(秘書)等に託した名刺** アポなし訪問では、それぞれの秘書の方に丁寧な対応をしていただきました。秘書の方を通じ、組合役員の想いが、県幹部の皆様が届くことを願っています。また、静岡県経済産業部の経営支援課(協同組合の担当課)、地域産業課(同 官公需適格組合)など訪問した関係課等(次頁に写真)では、協同組合を取り巻く環境の厳しさ等を直接、報告することができました。さらに、静岡県中小企業団体中央会では、新任の田中専務さんと情報交換の場(時間)を持つこともできました。



左上写真：  
静岡県議会関係  
左写真(右へ)：  
静岡県経営支援課、  
地域産業課、静岡県  
中小企業団体中央  
会

## 【報告】 常用従業員・有資格者調べ集計結果(令和3年4月30日現在)

組合では、組合員を対象に毎年、4月末現在の正規従業員(常用従業員)数や消防設備士など有資格者数の把握をしています。このたび、令和3年4月30日現在の集計結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

集計に当たっては、年度末・年度当初のお忙しい時期にも拘らず、「調べ」にご協力いただいた組合員の皆様に、この場をお借りして感謝と御礼を申し上げます。

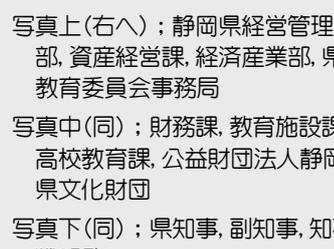
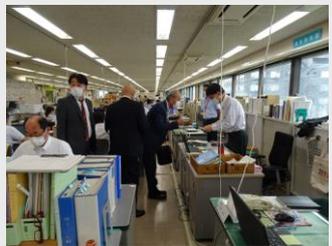
- ・ 令和3年4月30日現在、組合員62社、正規従業員640人、うち技術従業員は441人
- ・ 消防設備士388人(実人数)、自家発専門技術者38人(同)、防火設備検査員資格者74人(同)など
- ・ 下表のとおり、有資格者は全ての資格において確実に増加

(単位:人)

項目 年月日	正規従業員 (組合数)		消 防 設 備 士	点 検 資 格 者	電 気 工 事 士	特 殊 電 気 工 事 士	自家発専 門技術者	防 火 設 備 検 査 員
	うち技術							
2021. 4. 30	640(62)	441	388	261	191	14	38	74
2020. 7. 1	651(62)	433	380	258	181	14	36	71
2020. 4. 30	644(60)	427	374	253	180	13	35	70
2019. 5. 1	611(56)	409	354	257	170	13	33	69
2019. 4. 30	600(55)	400	352	251	162	10	30	69

→ 組合役員による挨拶回り(静岡県庁等)

<ご対応していただいた皆様に心より御礼申し上げます>



写真上(右へ)；静岡県経営管理部、資産経営課、経済産業部、県教育委員会事務局  
 写真中(同)；財務課、教育施設課、高校教育課、公益財団法人静岡県文化財団  
 写真下(同)；県知事、副知事、知事戦略監 ※秘書対応を含む

【参考情報】新型コロナウイルス感染症対策など — 今(7/26)の状況は? —

- <第1波> 令和2年4月下旬をピークとする波 / 緊急事態宣言が7都府県(4/7) → 全都道府県(4/16)に発令など
- <第2波> 令和2年8月上中旬頃をピークとする波 / 東京都等での感染増加(8月第1週ピーク)など
- <第3波> 令和3年1月をピークとする波 / 緊急事態宣言が4都県(1/7)、7府県(1/13)に発令など
- <第4波> 令和3年4月下旬-5月中旬をピークとする波 / 緊急事態宣言が4都府県(4/25) → 2県(5/12) → 3道県(5/16) → 1県(5/23)に発令など

【令和3年6月21日(月)時点の状況】

★緊急事態宣言 = 沖縄県 5/23(日) ~ 7/11(日)

■まん延防止等重点措置

= 10 都道府県 (北海道・東京・愛知・大阪・兵庫・京都・福岡・埼玉・千葉・神奈川) ~ 7/11(日)

<感染状況の表記「第1波」など>

一般的に、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加した「頂点(ピーク)」を表現しています。上記は、当組合事務局が「Yahoo ニュース / R3. 4. 20」などを整理したものです。

★令和3年7月8日(木)；沖縄県で延長 ~ 8/22(日)、東京都(まん延防止→緊急事態宣言) 7/12~8/22(日)

■同日；4府県(埼玉・千葉・神奈川・大阪)で延長 ~ 8/22(日)

■同日；5道府県(北海道・愛知・京都・兵庫・福岡)で解除 7/12付

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言(★)」と、緊急事態宣言を発令せず集中的対策を可能にする「まん延防止等重点措置(■)」を記載しました。

【令和3年7月12日(月)時点の状況】

7/12(月)

★緊急事態宣言 = 沖縄県 5/23(日) ~ 8/22(日)、東京都 ~ 8/22(日)

■まん延防止等重点措置 = 3県(埼玉・千葉・神奈川) 4/20(火) ~ 8/22(日)、大阪府 6/21(月) ~ 8/22(日)

2021. 7. 22(木)	祝日「海の日」
2021. 7. 23(金)	2020年東京オリンピック競技大会 開会式 / 20時 ~ / 新国立競技場
↓	(各種競技) 静岡県では自転車競技ロードレース(富士スピードウェイ)・トラック(伊豆ベロドローム)・マウンテンバイク(伊豆MTBコース)を開催
↓	
2021. 8. 8(日)	2020年東京オリンピック競技大会 閉会式 / 20時 ~ / 新国立競技場
↓	
↓ 8/7~8/9	3連休(土曜日・祝日「山の日」・振替休日) ※土曜日が週休日の場合
↓	
2021. 8. 24(火)	2020年東京パラリンピック競技大会 開会式 / 20時 ~ / 新国立競技場
↓	(各種競技) 静岡県では自転車競技ロードレースとトラックを開催
↓	
2021. 9. 5(日)	2020年東京パラリンピック競技大会 閉会式 / 20時 ~ / 新国立競技場



伊豆ベロドローム(県HP)

## ◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆



### ～ 相続法の改正（9）～



顧問弁護士 吉川 友朗

静岡法律事務所 ぶたば鷹匠事務所  
静岡市葵区鷹匠 1-4-1  
佐野ビル 3階

電話 054-205-2250  
FAX 054-205-2290

今回の相続法の改正のお話は、相続における対抗要件についてです。

まず、大前提として、対抗要件の意味ですが、ある財産について自分が権利者であることを第三者に主張する場合に備えておかなければならない条件のことであり、不動産であれば登記、預貯金であれば債務者（銀行）に対する通知（この通知には確定日付が必要）が対抗要件となります。

それでは、この対抗要件が相続の場面ではどのように関わってくるのでしょうか。改正前の相続法においては、相続した財産について対抗要件を具備していなくても、自分が相続した財産について、相続人以外の第三者に主張することができました。

しかし、改正相続法においては、法定相続分を超えて財産を取得した相続人は、対抗要件を具備していなければ、当該財産の権利者（所有者）であることを、当該財産に利害関係を持つ第三者には主張できないことになりました。

なお、ここでいう法定相続分を超えて財産を取得した場合とは、遺言に基づいて取得した場合、遺産分割に基づいて取得した場合、どちらの場合も含まれます。また、第三者には相続人は含まれませんし、当該財産に利害関係を持つ第三者に限られます。それでは、具体例から改正によって、どのような違いが出るのか見てみましょう。

父Aが死亡し、Aの子であるBとCが相続人で、Aが所有する不動産をBに遺贈するという遺言をしていたところ、自分には全く財産が入ってこないことがわかったCは、Bが当該不動産を自分名義とする登記をする前に、法定相続分である「B、Cそれぞれ2分1ずつ」の登記をしました。その後、Cは自分の持分だけをDに売却し、Dは2分の1だけ登記をしました。後日、Bは勝手に登記をされていることに気がつき、Dに対して、登記を抹消するよう請求しました。

このBの請求は、改正前であれば認められましたが、改正後には認められなくなりました。

よって、Bは、このような事態を避けるために、出来るだけ早く登記をして、第三者に自分の権利を主張できるようにしておく必要があります。これは預貯金でも同じことであり、Bに全ての預貯金を遺贈するという遺言がなされても、相続法の改正によって、一定の額であれば預貯金を単独で出金できるようになったため、Bが銀行に遺言の内容を伝えなければ（通知しなければ）、Cが預貯金を出金して、そのお金を第三者に贈与したり、支払いに使ってしまった場合であっても、Bは当該第三者に請求することはできません（もちろん、銀行の責任を問うこともできません）。

<敬称略>

#### ○ 組合員の異動（お知らせ）；

【 変更 】 代表者／(有)遠州消防設備 代表者； 神谷正巳 → 神谷知宏 R2.9.1

#### ○ 組合員営業所の異動（お知らせ）；

【 変更 】 代表者・住所／セルコ(株) 磐田営業所 所長； 柴田圭 → 鈴木睦久 R3.4.1  
住所； 磐田市今之浦 → 磐田市西貝塚

※ 組合HP「組合員・賛助会員」を更新予定（R3.8月以降）

## 千葉県官公需施策 – 条例,県と市町村の連携,推進組織,工程表など(千葉県公式HP)–

千葉県公式HPには、千葉県や県内市町村等が力を合わせて「官公需施策の推進」に取り組む様子(情報)が公開されています。千葉県の企業数(H21.7月)は約13万9千社、うち中小企業の割合は99.8%。千葉県は平成17年10月に設置した「千葉県官公需問題研究会(事務局・千葉県商工労働部経済政策課)」がまとめた提言「県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上のために(H18.10月)」の実現を目指して、条例制定や組織づくり、工程表の具体化、事業検証等に取り組んでいます。



初夏の富士山(県中小企業団体中央会応接室で撮影)

### >>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 泰央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市龜の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

### >>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
バナソニック(株) ライフソリューションズ社静岡電材(営)	内藤 孝夫	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	